

平成 31 年度国保事業費納付金等の算定結果について

平成 31 年度国保事業費納付金等の算定結果は以下のとおりです。

1. 納付金額

ア 県全体の納付金総額（一般分）の状況

区分	一般分納付金額（※1）（億円）		対前年比(a/b)
	H31 (a)	H30 (b)	
医療分	396	383	103.57%
後期高齢者支援金分	130	126	103.36%
介護納付金分	47	42	111.35%
合計	574	551	104.12%

※1 一般分と退職被保険者等分は区分経理しているため、別々に納付金額を算定している。なお、退職被保険者等とは、平成 26 年度までに会社等を退職して国保に加入し、年金（厚生年金等）を受けられる 65 歳未満の人とその家族（被扶養者）。

イ 県平均の一人当たり納付金額（一般分）の状況

県平均一人当たり納付金額（※2）（円）		
H31 (a)	H30 (b)	対前年比(a/b)
127,184	116,240	109.42%

※2 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算額

ウ 県全体の納付金額（一般分）が H30 と比較して増加した理由

医療分は、保険給付費等の見込みは H30 からほぼ横ばいとしている一方、主に前期高齢者交付金の見込みが大幅に減少（※3）したため、納付金額が増加している。

後期分・介護分は高齢化（対象者の増加）及び報酬改定に伴う医療費・介護費の増加により、後期高齢者支援金・介護納付金が増加したため、納付金額が増加している。

また、H30 から H31 にかけて被保険者数も減少しているため、一人当たり納付金が大きく増加している。

※3 前期高齢者交付金とは、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費について、保険者間の負担の不均衡を調整するために交付される交付金。国保特別会計の約 3 割を占めるため、当該交付金の増減は納付金額に大きく影響する。H31 年度は、前々年度の精算の影響で前期高齢者交付金が H30 と比較して 36 億円減少したため、医療分の納付金額が大幅に増加した（詳細は参考 1 参照）。

エ 激変緩和措置の状況

① 措置基準

納付金額がH28と比較して一定割合103.38%（単年度平均）以上増加する市町村に激変緩和措置を実施。なお、一定割合には、自然増に今年度新たに設定した $+ \alpha$ （※4） $=1.26\%$ （対H28比）が含まれている（参考2参照）。

※4 $+ \alpha$ とは、年々激変緩和措置を縮小させていくための調整値。H31年度以降毎年度増加させていくことで、激変緩和の対象を縮小していく。

② 激変緩和対象市町村数

50市町村（H30は47市町村）

③ 激変緩和措置に要した総額

約22億8千万円〔緩和対象市町村の納付金算定額を減額〕（対前年比4億2千万円増）

オ 市町村別の納付金額（一般分）〈別紙1〉

各市町村の納付金額がH30と比較して増減する理由としては、主に以下のとおり。

① 所得水準・被保険者数・世帯数・医療費水準の影響

下記参考のとおり、納付金額は所得水準・被保険者数・世帯数の県全体に占める各市町村のシェア及び医療費水準に応じて各市町村に配分されることから、H30と比較して所得・被保険者数・世帯数のシェアや、医療費水準に増減があった市町村は、納付金が増減する。

② 前期高齢者交付金等の精算額の影響

H29年度まで市町村ごと交付されていた前期高齢者交付金等の精算額が各市町村の納付金額に上乗せされるため、H30と比較して精算額の増減があった市町村は、納付金額が増減する。

〈参考：各市町村の納付金額の算出方法〉

県全体の納付金総額を、各市町村の被保険者数・世帯数・所得額に応じて按分した額に、各市町村の医療費水準を反映させて（＝医療費が高い市町村は納付金が高い）、各市町村の納付金額を算出。

2. 標準保険料率〈別紙2〉

ア 都道府県標準保険料率

都道府県間の保険料水準の比較を行うための保険料率であり、全国統一の算定基準（2方式（所得割・均等割））で算出される。

イ 市町村標準保険料率

市町村間の保険料水準の比較を行うための保険料率であり、県から示された納付金を賄うことができる料率について県内統一の算定基準（3方式（所得割・均等割・平等割））で算出。なお、納付金と同様、標準保険料率にも前期高齢者交付金などの多額の返還額の影響が反映されているため、H30と比較して増加傾向にある（上記1.エ参照）。

実際の保険料率は、市町村標準保険料率を参考として各市町村が決定するため、今回の算定結果がH31の実際の保険料率を示すものではない。

3. 今後の市町村における保険料率の検討について

市町村においては、市町村別の納付金額や市町村標準保険料率等の算定結果を参考として、基金等の活用により、これまでの保険料率を踏まえ検討し、決定する（詳細は参考1参照）。

平成31年度市町村別納付金額一覧（一般被保険者分）

別紙1

（単位：円）

No	市町村名	納付金額	1人当たり 納付金額	順位	No	市町村名	納付金額	1人当たり 納付金額	順位
1	長野市	9,336,824,725	128,484	21	40	木曾町	269,658,458	115,783	57
2	松本市	6,781,226,528	137,614	6	41	上松町	100,256,401	114,187	62
3	上田市	4,147,021,706	127,987	22	42	南木曾町	113,931,513	134,353	11
4	岡谷市	1,151,322,222	122,260	39	43	木祖村	84,397,446	122,849	38
5	飯田市	2,562,948,916	124,967	34	44	王滝村	15,423,650	91,807	75
6	諏訪市	1,309,821,989	127,142	24	45	大桑村	85,131,017	118,402	50
7	須坂市	1,464,145,683	131,219	16	46	筑北村	149,783,996	126,081	29
8	小諸市	1,233,971,095	116,920	53	47	麻績村	76,826,096	126,151	28
9	伊那市	1,793,540,167	125,651	32	48	生坂村	63,593,082	124,692	35
10	駒ヶ根市	765,161,729	119,258	48	49	山形村	317,125,032	146,141	3
11	中野市	1,476,699,258	130,577	18	50	朝日村	165,465,932	141,183	5
12	大町市	770,320,017	121,425	41	51	安曇野市	2,855,131,407	131,174	17
13	飯山市	644,866,968	126,892	26	52	池田町	254,621,145	110,321	66
14	茅野市	1,516,413,432	124,623	36	53	松川村	280,681,633	128,635	20
15	塩尻市	1,928,531,099	133,490	12	54	白馬村	329,601,679	107,854	69
16	千曲市	1,501,666,185	126,000	30	55	小谷村	96,904,787	103,752	72
17	佐久市	2,648,326,503	122,110	40	56	松川町	374,546,804	118,452	49
18	佐久穂町	286,995,384	108,546	68	57	高森町	308,320,273	117,098	51
19	小海町	178,170,363	133,261	13	58	阿南町	95,991,252	106,539	70
20	川上村	421,125,615	148,023	2	59	阿智村	158,314,907	114,060	63
21	南牧村	253,781,833	150,078	1	60	平谷村	12,394,065	120,331	44
22	南相木村	46,418,998	136,526	10	61	根羽村	18,914,572	96,013	74
23	北相木村	27,626,323	141,673	4	62	下條村	87,466,460	110,298	67
24	軽井沢町	815,262,392	137,180	8	63	売木村	9,533,259	81,481	77
25	御代田町	515,673,796	136,602	9	64	天龍村	30,052,352	96,322	73
26	立科町	228,780,712	120,411	43	65	泰阜村	39,415,477	110,407	65
27	長和町	193,334,921	114,739	59	66	喬木村	147,996,398	114,195	61
28	東御市	834,854,363	120,452	42	67	豊丘村	143,137,223	105,171	71
29	青木村	139,624,513	131,597	15	68	大鹿村	28,393,656	88,730	76
30	坂城町	403,123,098	129,206	19	69	小布施町	347,357,710	127,005	25
31	下諏訪町	448,802,508	116,240	55	70	高山村	205,979,458	116,438	54
32	富士見町	419,508,501	123,385	37	71	山ノ内町	501,140,418	132,788	14
33	原村	321,033,257	137,370	7	72	木島平村	154,358,937	126,731	27
34	辰野町	501,019,548	113,790	64	73	野沢温泉村	125,722,733	117,060	52
35	箕輪町	585,272,201	119,859	46	74	信濃町	295,201,476	125,351	33
36	飯島町	241,010,932	114,712	60	75	飯綱町	347,244,025	120,112	45
37	南箕輪村	368,312,018	127,931	23	76	小川村	73,253,758	125,866	31
38	中川村	121,898,635	115,873	56	77	栄村	60,427,440	115,320	58
39	宮田村	199,690,750	119,361	47		合計	57,407,824,810	127,184	

※1人当たり納付金額＝納付金総額÷H31被保険者数(推計値)

平成31年度 標準保険料率一覧表

別紙2

1. H31標準保険料率の留意点

○ 標準保険料率は、都道府県及び市町村間の保険料水準の比較を行うための参考料率であり、各市町村の納付金から市町村個別の公費等の見込み額を控除し、独自に行う保健事業費や任意給付等の費用の見込み額を加算した、その市町村の保険料として集めるべき必要額を基にして算出した料率。従って、市町村個別の基金や余剰金、法定外繰入れ等の影響は加味していないため、実際に市町村が賦課する保険料率を示すものではないことに留意。

○ H31年度はH29年度前期高齢者交付金等の精算に伴う返還額が極端に多額となっており、その多額の返還額が今回の標準保険料率に反映されている。

2. 都道府県標準保険料率(速報値)

長野県	所得割率(%)			均等割額(円)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
	7.37	2.47	2.22	42,589	14,169	16,532

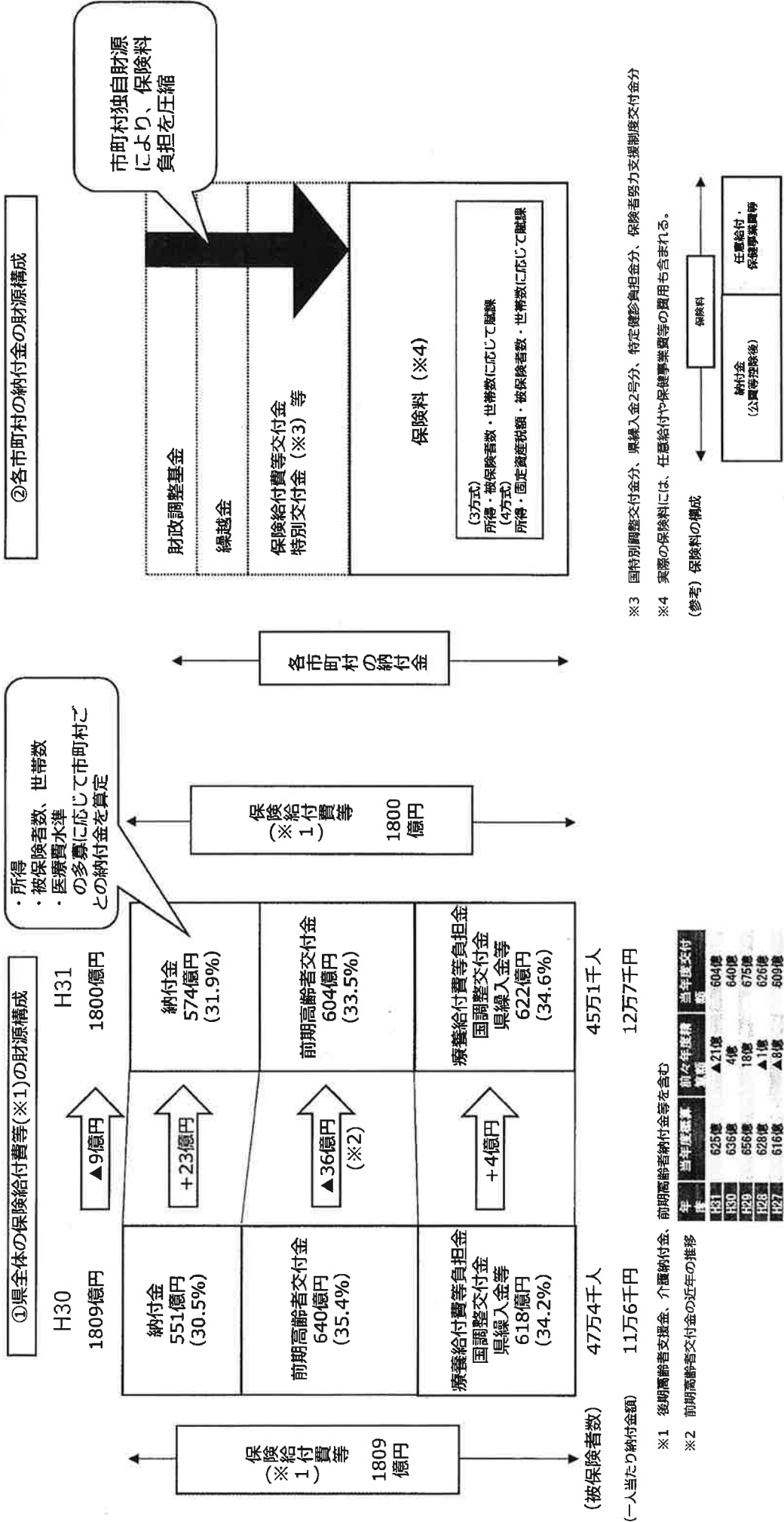
3. 市町村標準保険料率

No	市町村名	所得割率(%)			均等割額(円)			平等割額(円)		
		医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
1	長野市	7.99	2.53	2.37	28,580	9,482	10,394	29,844	8,589	7,782
2	松本市	8.22	2.48	2.26	29,407	9,300	9,918	30,707	8,424	7,426
3	上田市	7.64	2.49	2.23	27,333	9,329	9,751	28,542	8,450	7,300
4	岡谷市	6.80	2.26	2.09	24,327	8,475	9,137	25,403	7,677	6,841
5	飯田市	7.06	2.47	2.27	25,253	9,267	9,942	26,369	8,394	7,443
6	諏訪市	6.91	2.31	2.49	24,714	8,670	10,902	25,806	7,853	8,162
7	須坂市	7.64	2.46	2.20	27,312	9,233	9,642	28,520	8,363	7,219
8	小諸市	6.80	2.46	2.14	24,303	9,227	9,375	25,378	8,358	7,019
9	伊那市	6.78	2.44	2.53	24,267	9,144	11,064	25,340	8,283	8,284
10	駒ヶ根市	6.72	2.37	2.27	24,041	8,893	9,965	25,104	8,056	7,460
11	中野市	7.09	2.56	2.23	25,356	9,603	9,768	26,477	8,698	7,313
12	大町市	6.97	2.41	2.15	24,944	9,025	9,435	26,047	8,175	7,064
13	飯山市	7.66	2.39	2.09	27,390	8,943	9,150	28,601	8,101	6,851
14	茅野市	6.65	2.41	2.29	23,785	9,037	10,035	24,836	8,186	7,513
15	塩尻市	7.35	2.40	2.24	26,302	9,008	9,832	27,465	8,160	7,361
16	千曲市	7.31	2.41	2.18	26,152	9,041	9,538	27,308	8,190	7,141
17	佐久市	7.19	2.51	2.06	25,703	9,422	9,013	26,840	8,534	6,747
18	佐久穂町	6.21	2.32	2.12	22,222	8,685	9,307	23,205	7,867	6,968
19	小海町	6.57	2.44	2.11	23,509	9,150	9,257	24,549	8,288	6,930
20	川上村	5.87	2.21	1.40	21,003	8,303	6,127	21,932	7,521	4,587
21	南牧村	6.05	2.20	1.55	21,626	8,237	6,810	22,582	7,461	5,099
22	南相木村	6.00	2.65	2.70	21,468	9,952	11,813	22,417	9,014	8,844
23	北相木村	6.85	2.46	2.29	24,492	9,212	10,026	25,575	8,344	7,506
24	軽井沢町	6.79	2.55	2.34	24,294	9,542	10,251	25,369	8,643	7,674
25	御代田町	6.85	2.42	2.34	24,488	9,081	10,256	25,571	8,226	7,678
26	立科町	6.67	2.58	1.98	23,873	9,667	8,679	24,928	8,756	6,498
27	長和町	7.07	2.38	2.21	25,290	8,927	9,672	26,408	8,086	7,241
28	東御市	7.22	2.53	2.24	25,819	9,481	9,818	26,961	8,588	7,350
29	青木村	8.22	2.54	2.39	29,401	9,518	10,462	30,701	8,621	7,833
30	坂城町	7.34	2.43	2.19	26,265	9,112	9,585	27,426	8,253	7,176
31	下諏訪町	6.88	2.26	2.09	24,599	8,456	9,141	25,686	7,660	6,844
32	富士見町	6.79	2.49	2.34	24,300	9,331	10,265	25,375	8,452	7,685
33	原村	6.79	2.49	2.21	24,269	9,349	9,679	25,342	8,468	7,247

No	市町村名	所得割率(%)			均等割額(円)			平等割額(円)		
		医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
34	辰野町	6.13	2.40	2.11	21,911	9,011	9,231	22,880	8,163	6,911
35	箕輪町	6.45	2.44	2.06	23,076	9,134	9,014	24,097	8,274	6,748
36	飯島町	7.09	2.54	2.10	25,365	9,518	9,216	26,486	8,621	6,900
37	南箕輪村	7.27	2.40	2.19	26,017	9,010	9,581	27,168	8,161	7,173
38	中川村	6.34	2.40	2.07	22,661	9,002	9,088	23,663	8,154	6,804
39	宮田村	6.97	2.43	2.43	24,928	9,119	10,642	26,030	8,260	7,967
40	木曾町	6.24	2.45	2.21	22,312	9,195	9,668	23,299	8,329	7,238
41	上松町	7.29	2.55	2.29	26,079	9,555	10,045	27,232	8,655	7,520
42	南木曾町	8.15	2.45	1.89	29,136	9,167	8,269	30,424	8,304	6,191
43	木祖村	6.76	2.57	2.37	24,163	9,632	10,364	25,232	8,725	7,760
44	王滝村	5.02	2.19	2.29	17,971	8,208	10,050	18,766	7,435	7,524
45	大桑村	7.12	2.50	2.27	25,467	9,357	9,933	26,593	8,476	7,436
46	筑北村	8.12	2.26	1.96	29,035	8,489	8,591	30,319	7,689	6,432
47	麻績村	7.42	2.42	2.07	26,526	9,090	9,052	27,698	8,233	6,777
48	生坂村	7.87	2.47	2.34	28,161	9,247	10,249	29,406	8,376	7,673
49	山形村	7.41	2.30	2.21	26,497	8,621	9,691	27,669	7,809	7,256
50	朝日村	6.47	2.46	2.09	23,140	9,240	9,176	24,164	8,370	6,870
51	安曇野市	7.62	2.45	2.27	27,245	9,202	9,937	28,449	8,335	7,440
52	池田町	7.01	2.52	2.41	25,061	9,454	10,579	26,169	8,563	7,920
53	松川村	7.20	2.53	2.23	25,760	9,501	9,781	26,899	8,606	7,322
54	白馬村	6.47	2.32	2.19	23,158	8,693	9,591	24,182	7,874	7,180
55	小谷村	5.84	2.34	2.03	20,881	8,775	8,878	21,804	7,949	6,646
56	松川町	7.04	2.45	2.24	25,165	9,189	9,824	26,278	8,323	7,355
57	高森町	6.66	2.39	2.09	23,803	8,959	9,158	24,855	8,115	6,856
58	阿南町	6.16	2.41	2.03	22,048	9,017	8,897	23,023	8,167	6,661
59	阿智村	7.38	2.46	2.27	26,412	9,230	9,957	27,580	8,360	7,454
60	平谷村	6.41	2.24	2.45	22,926	8,384	10,741	23,940	7,595	8,041
61	根羽村	4.14	2.51	2.13	14,793	9,399	9,336	15,448	8,514	6,989
62	下條村	5.66	2.51	2.26	20,235	9,420	9,904	21,130	8,533	7,415
63	売木村	1.27	2.07	2.10	4,539	7,769	9,213	4,740	7,037	6,898
64	天龍村	5.12	2.19	1.57	18,329	8,206	6,860	19,139	7,433	5,136
65	泰阜村	5.68	2.52	2.32	20,324	9,455	10,174	21,222	8,564	7,617
66	喬木村	6.54	2.26	2.02	23,388	8,461	8,861	24,422	7,664	6,634
67	豊丘村	5.82	2.20	2.13	20,801	8,248	9,351	21,721	7,471	7,001
68	大鹿村	3.50	2.30	2.46	12,528	8,639	10,785	13,082	7,825	8,074
69	小布施町	6.84	2.34	2.13	24,461	8,768	9,331	25,543	7,942	6,986
70	高山村	6.81	2.61	2.09	24,347	9,793	9,140	25,424	8,870	6,843
71	山ノ内町	7.84	2.49	2.35	28,034	9,336	10,288	29,274	8,456	7,703
72	木島平村	6.78	2.52	2.23	24,261	9,449	9,778	25,333	8,559	7,320
73	野沢温泉村	5.92	2.51	2.08	21,189	9,399	9,114	22,126	8,514	6,823
74	信濃町	7.32	2.45	2.15	26,169	9,200	9,400	27,326	8,333	7,037
75	飯綱町	6.93	2.37	2.14	24,781	8,893	9,375	25,877	8,056	7,019
76	小川村	8.28	2.46	1.75	29,631	9,220	7,681	30,941	8,351	5,751
77	栄村	5.87	2.52	2.46	20,996	9,457	10,787	21,924	8,566	8,076

平成31年度納付金総額（一般被保険者分）の概要

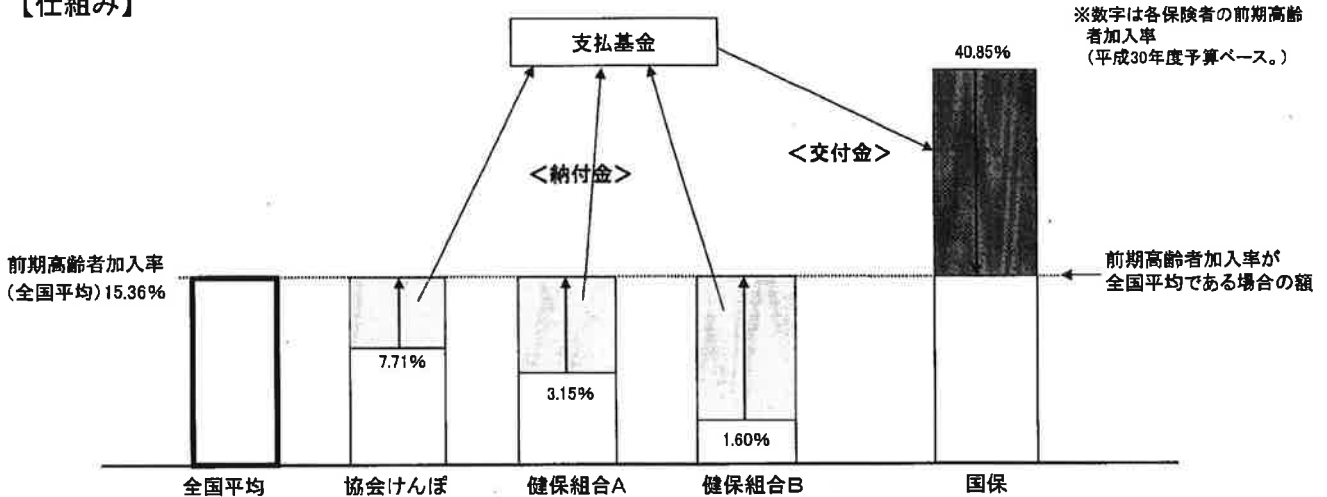
参考 1



前期高齢者に係る財政調整(給付費及び後期支援金)の仕組み

- 各保険者の①前期高齢者給付費と②前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして調整。
- 保険者ごとの前期高齢者加入率に応じて負担調整している。

【仕組み】



前期高齢者交付金の交付金額算定(精算)の仕組みについて

■ 前期高齢者交付金は、一旦当年度分の概算額を交付し、翌々年度にその概算額と、前期高齢者の保険給付費の実績額や加入率等を再計算した額との差額を精算する仕組み

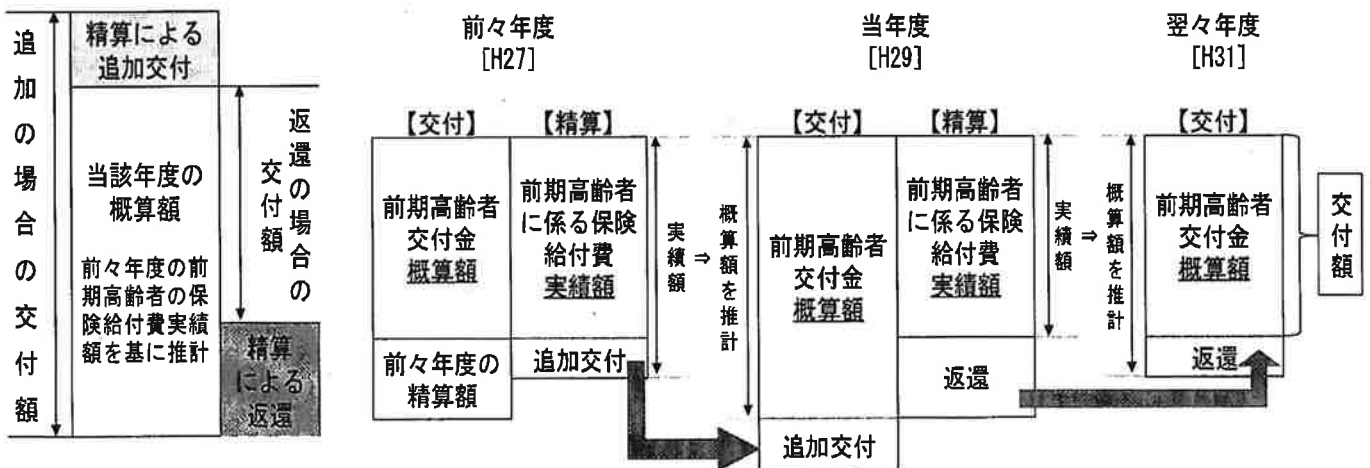
○ 追加交付 = 概算額 < 実績額 ○ 返還 = 概算額 > 実績額

■ したがって、前期高齢者交付金交付額は、当年度の概算額に、前々年度の精算額を加減算して算出する。

■ 当年度分の概算額は、前々年度の保険給付費実績額等を基に推計

交付金額算出のイメージ

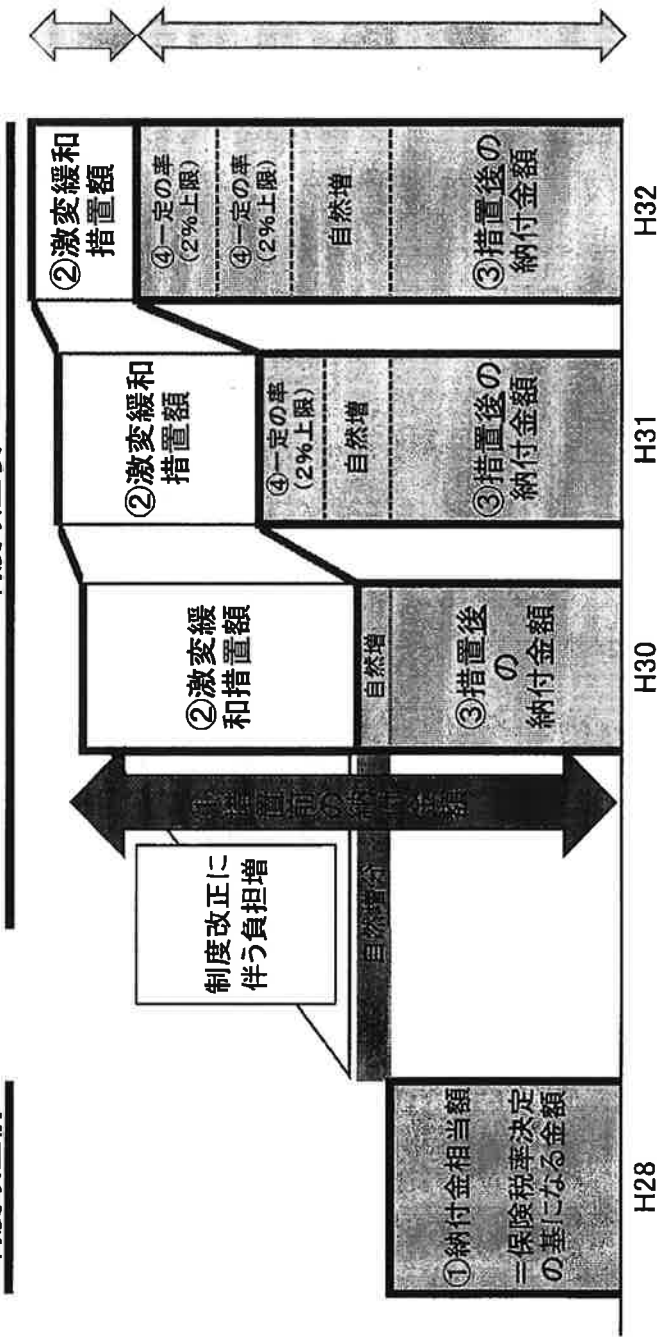
A市のH31年度の交付額算定の流れ



■ 激変緩和措置のイメージ

制度改正前

制度改正後



- ① 保険税率決定の基になる金額 = 制度改正前の納付金相当額(※)より制度改正後の納付金額が増加
- ② 激変緩和措置としてA市に公費を投入
- ③ 激変緩和措置により、保険税率決定の基礎となる金額が制度改正前の水準程度に減少
- ④ 激変緩和措置額は一定の率を積み増すことにより年々減少させる → $\rightarrow +\alpha$
(6年間で措置額が0円となるよう一定の率を設定するが、毎年度2%以内。)

上限を設けることにより6年経過しても措置額が0円とならない市町村がある場合に措置期間延長。)

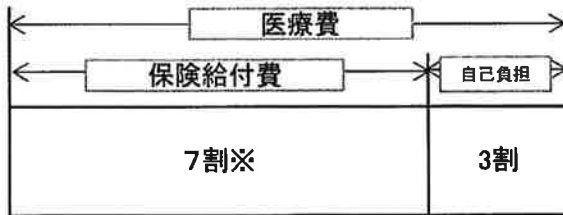
※ 納付金相当額とは
 制度改正前の市町村単位で、保険給付費の支払いのための、公費を除いた保険料で集めるべき額
 納付金相当額 = 保険給付費 - 公費

平成31年度納付金算定について

1 納付金等算定の流れ(イメージ)

イメージ 1

① 保険給付費の算定



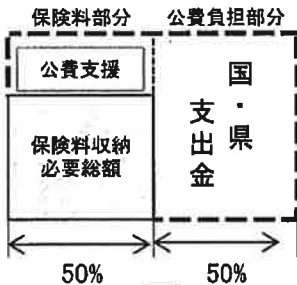
※実際の保険給付費は高額医療費が含まれるため8割を超えている状況

② 前期高齢者交付金等の控除



※前期高齢者の加入状況等により交付

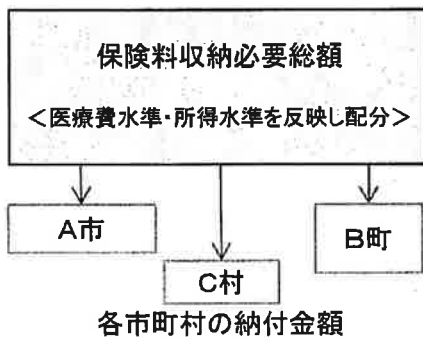
③ 国庫・県支出金及び公費支援の控除



※前期高齢者交付金等を控除後の部分は保険料と公費で半分づつ負担

※保険料負担部分について保険料軽減や保険者支援など公費による支援

④ 各市町村の納付金額の算定



※市町村標準保険料率を併せて提示
(3方式の場合)

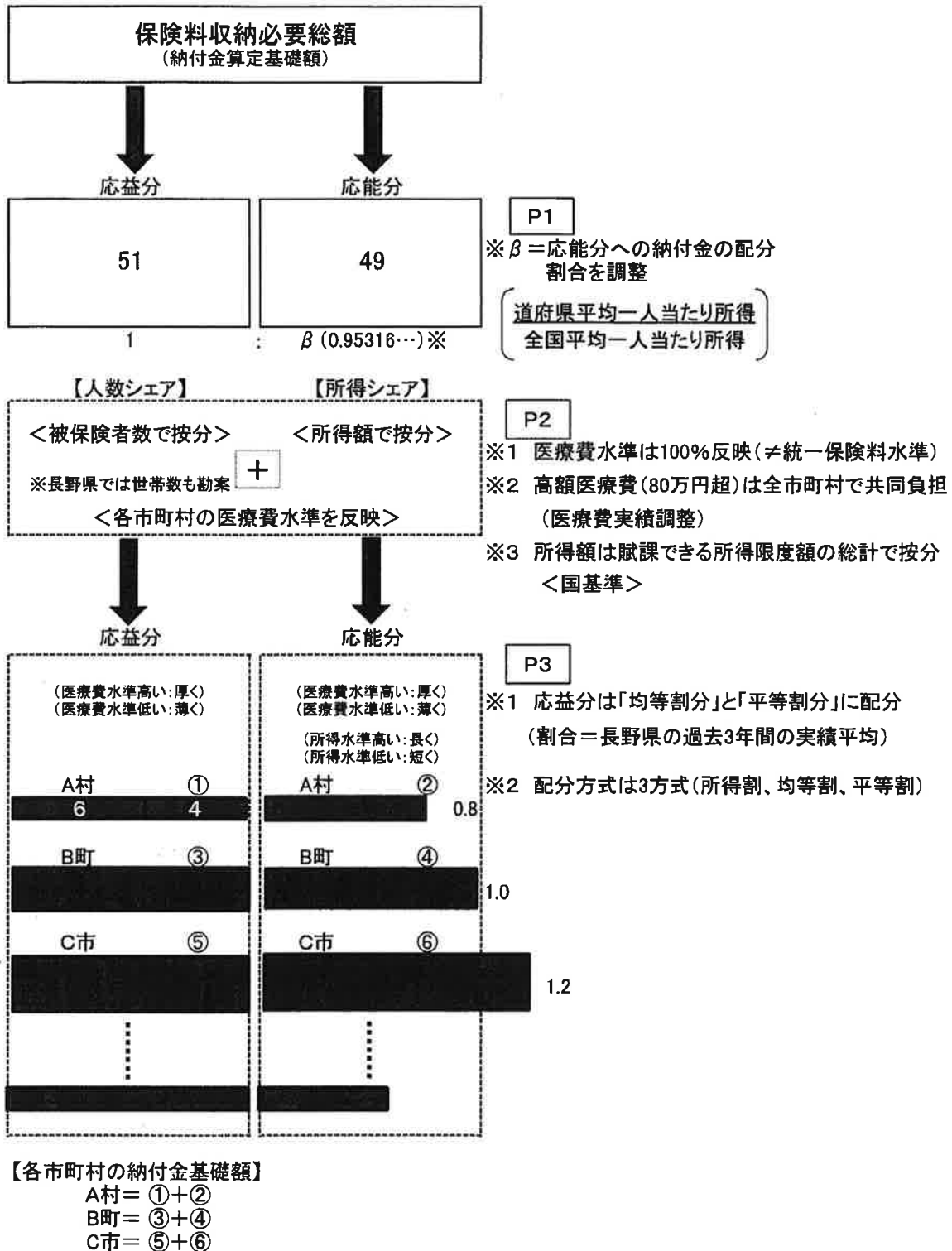
- 均等割 ○○,○○○円
- 平等割 △△,△△△円
- 所得割 □ %

※実際の保険料率は上記保険料率を参考に市町村が決定

(4方式)

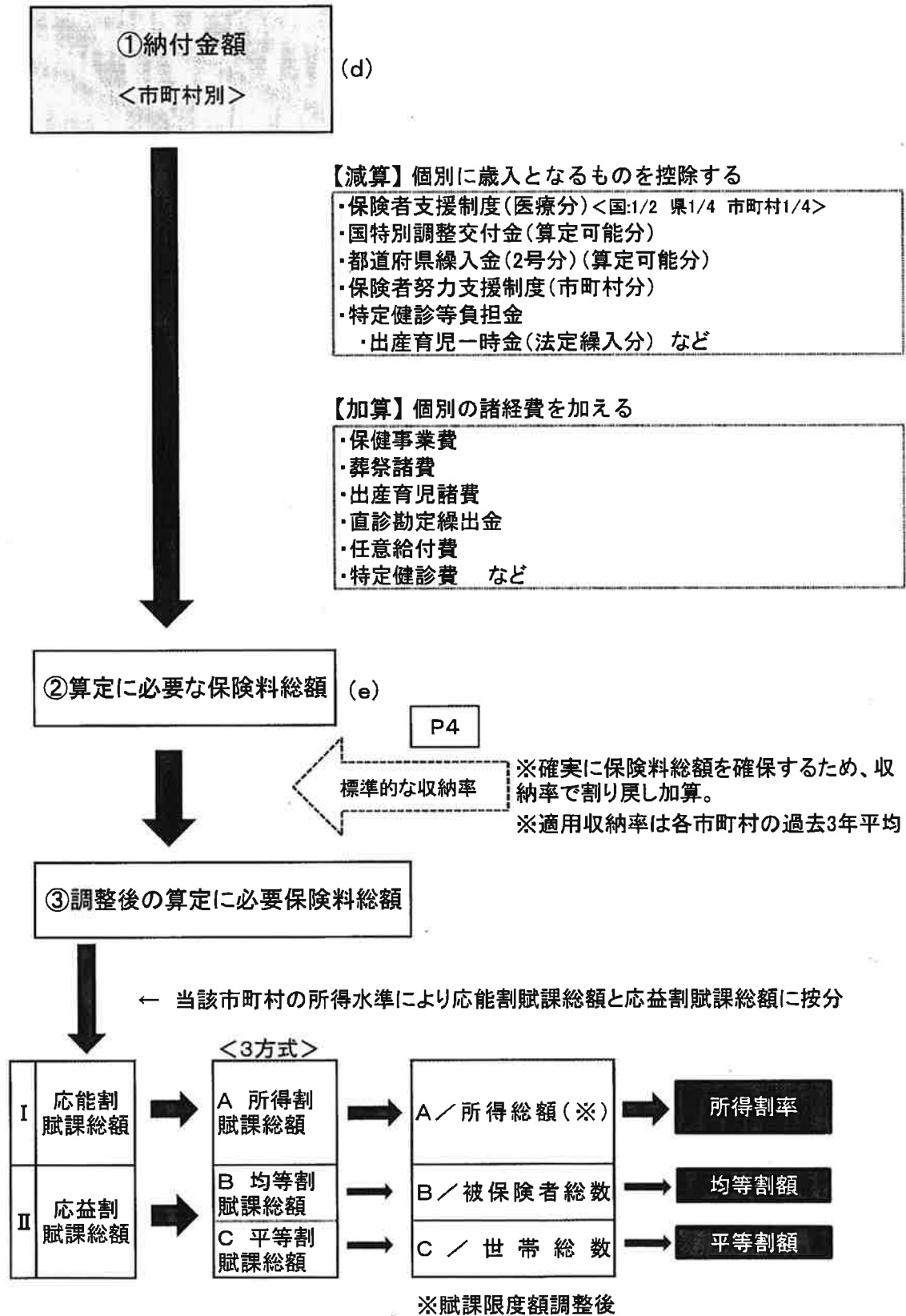
- 均等割 ○○,○○○円
- 平等割 △△,△△△円
- 所得割 □ %
- 資産割 ◇ %

イメージ 2



※実際の納付金額は上記納付金基礎額に審査支払手数料や地方単独事業の減額調整分等を加算。

2 市町村別標準保険料率算定の流れ(イメージ)



国保料（税）水準統一に向けた「ロードマップ」の策定について

1 背景

- 『国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）』において、「都道府県内市町村の意見を十分踏まえつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取り組み等を進めること」が求められている。
- これを受けて県では、『長野県国民健康保険運営方針』において、「統一に向けた課題の解消状況を把握し、また、段階的な取組の方向性及び目標年次を含めたロードマップ（RM）について、市町村と意見交換しながら、本方針の次期改定時までには検討する」こととした。

2 統一に向けての課題

- 納付金算定における医療費水準の反映
 - 医療費増加抑制のインセンティブの確保
 - 医療提供体制の地域差
- 統一保険料設定における収納率の反映
 - 収納率格差の反映方法の要否
 - 収納率向上対策
- 統一保険料設定に向けた費用算定
 - 出産育児一時金・葬祭費・任意給付や保健事業費の算定方法
- 保険料算定方式の統一
 - 3方式への統一（資産割の廃止）
- 市町村事務の標準化等
 - 各種基準（減免・短期証交付・資格適用など）の統一
 - 被保険者証と高齢受給者証の一体交付

3 対応

- ワーキンググループ（WG）の設置

上記の課題について市町村の意見を聞きながら議論を進めるため、特に大きな課題と考えられる【医療費】【収納率】【事務等の標準化】をテーマにした3つのWGを設置する。
- 主なスケジュール
 - H30年度⇒連携会議幹事会において、WGの設置について説明→了承
 - H31年度⇒WGでの検討→実務担当者検討会→幹事会→RMのたたき台を作成
幹事会での議論を経て、全市町村意見照会用のRMのたたき台（修正版）を作成
 - H32年度⇒県連携会議での議論を経て、RM素案・最終案を検討
RM素案により、市町村（担当者）説明会・意見照会を実施
幹事会において最終案の検討→パブコメの実施
市町村長への説明→RM策定・国保運営方針改定